

公益財団法人さがのみどり未来創造基金定款

令和8年7月17日 公益財団法人さが緑の基金評議員会特別決議

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人さがのみどり未来創造基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、佐賀県内における山の緑、農山漁村及び街の緑と調和のとれた緑化を推進するとともに、森林整備に従事する者（以下「森林整備担い手」という。）の労働安全衛生の充実、技術・技能の向上、福利厚生の実施等を推進し、もって緑化及び森林整備に対する県民の理解と協働を促進し、潤いと活力のある美しい郷土づくりと適正な森林の維持管理を確保することにより、県土の保全や水源の涵養、地球環境の保全等、緑と森林の有する多面的機能の維持・増進、さらには地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の普及啓発及び森林整備担い手の育成確保についての普及啓発に関する事業
- (2) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関する事業
- (3) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進及び森林整備を行う者又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者等に対する交付金の交付並びに森林整備等の実施及び次に掲げる調査研究に関する事業
 - ア 森林整備等に関する調査・研究
 - イ 担い手の育成確保に関する調査・研究
- (4) 緑の募金の寄附金による森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関する事業
- (5) 緑の募金以外の緑化運動の推進及び森林づくりの推進事業
- (6) 森林整備担い手の労働安全衛生対策の推進に関する事業
- (7) 森林整備担い手の技術・技能の向上に関する事業
- (8) 森林整備担い手の福利厚生の実施に関する事業
- (9) 森林整備担い手の後継者育成に関する事業
- (10) 林業労働力確保の促進に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産に区分する。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した

財産をもって構成する。

- 3 吸収合併により承継した公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金「(以下「森林整備担い手基金」という。)」の基本財産については、基本財産の一部として区分して管理する。
- 4 特定資産は、緑の募金による寄附金及びその他寄附者等から公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする旨の指定を受けた財産とする。
- 5 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外とする。

(財産の管理)

第6条 この法人は、財産について、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 この法人の財産は、理事長が管理する。

(基本財産の処分等)

第7条 基本財産は、公益目的事業の継続的な実施のために保有するものであり、原則としてこれを処分、除外又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公益目的事業の遂行上やむを得ない理由がある場合には、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。
- 3 緑の募金事業及び森林整備担い手育成基金事業に係る経理は、他の経理と区分して行うものとする。
- 4 財産の必要な事項は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、緑の募金に係る部分については、理事会の承認前に緑の募金運営協議会の意見を聞かなければならない。

- 2 前項の事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び計算書類)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時

評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(第11条 削除)

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員8名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げるものの3親等内の親族であつて、これらのものと生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会に議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の役員または職員を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評議員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が 140,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分及び除外又は担保の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集

する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的で事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員に対して、評議員会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分及び除外又は担保の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものと見なす。

(報告の省略)

第24条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上14名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を常務理事とすることができる。

3 理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

4 理事を選任する場合には、第13条第2項の規定中、評議員を理事に読み替えて適用する。監事についても、同様とする。

5 理事のうち少なくとも一人以上が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第15号に掲げる「外部理事」でなければならない。また、監事のうち少なくとも一人以上が、認定法第5条第16号に掲げる「外部監事」という。）でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第33条 この法人は、法人法第198条において準用される法人法第111条第1項に規定する理事又は監事の賠償責任について、法人法第198条において準用される法人法第114条に定める要件に該当するときは、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から法人法第198条において準用される法人法第113条第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法第197条において準用される法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事が招集の請求又は招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、各理事及び監事に対して会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事が議長に当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条に規定する要件に該当するときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 緑の募金運営協議会

(運営協議会の設置)

第42条 この法人に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 緑の募金の募金活動計画の審議

(2) 緑の募金による事業計画の審議

(3) 緑の募金の推進についての提案

(組織)

第43条 運営協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、県、市町村及び農林、経済関係等の団体を代表する者、森林づくり等に関する学識経験を有する者等のうちから、佐賀県知事の認可を受けて、理事長が任命し、又は解職し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会委員長)

第44条 運営協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 運営協議会委員長は、運営協議会の会務を総括する。

3 運営協議会の委員長は、運営協議会委員がこれにあたる。

4 運営協議会委員長に事故があるときは、委員のうちから運営協議会委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(委任)

第45条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他その法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 情報公開等

第52条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第13章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人最初の理事長（代表理事）は井山聡とする。
- 4 この法人最初の常務理事（業務執行理事）は鶴田輝昭とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
井田出海、篠塚周城、中尾清一郎、泉俊彦、飯盛康登、内田健、片渕弘晃、岸本剛、三苫紀美子、
亀川智枝、荒牧軍治
- 6 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
横尾俊彦、岩島正昭、福島光洋、富安正彦、西村好江、川原嘉信、小原晴義、石川和則
- 7 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。
久保和男、古園裕久

附則 2

- 1 この定款の変更は、公益財団法人さが緑の基金を吸収合併存続法人とし、公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金を吸収合併消滅法人とする、令和 8 年 6 月 5 日付で締結した吸収合併契約に基づく合併の効力発生（令和 8 年 9 月 1 日）から施行する。
- 2 吸収合併の効力発生以降における両法人の各種規程等については、合併存続法人が承継し、規程等の名称等にある法人名は、「公益財団法人さがのみどり未来創造基金」に一括して改正する。